

記者発表資料

平成19年度「河川水辺の国勢調査」 結果概要について

国土交通省では、河川環境の整備と保全を適切に推進するため、河川における生物相を定期的、継続的、統一的に把握することを目的として、河川、ダムにおける生物調査等を行う「河川水辺の国勢調査」を平成2年度より実施しています。

本調査は、魚などの水中生物のみならず、水辺や河原の植物や動物も対象として、河川における生物相の基礎データを体系的に取得しています。

本調査により得られた結果は、河川・ダムにおいて、河川環境の整備と保全及び適切な河川管理を実施する上での課題や影響を把握するための基礎資料となるものです。

今回は、平成19年度に実施した九州管内の一級水系18水系及び管理中の8ダムにおける調査結果の概要を発表します。

【結果】

九州管内の18水系及び8ダムにおいて、

- 4, 438種の生物を確認。
- 絶滅危惧種IA, IB, II類指定種を72種確認。
- 特定外来生物を7種類確認。

問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 (代表) Tel092-471-6331

・ (夜間直通) Tel092-476-3525 [河川版]

・ (夜間直通) Tel092-476-3527 [ダム湖版]

(独)水資源機構筑後川局

・ TEL(代表・夜間) Tel0942-34-7001 [ダム湖版]

○「河川版に関すること」

九州地方整備局 河川環境課長 島本卓三 (内線3651)

河川環境課長補佐 鬼塚英文 (内線3652)

○「ダム湖版に関すること」

九州地方整備局 河川管理課長 松本親久 (内線3751)

河川管理課長補佐 飯田 茂幸 (内線3753)

(独)水資源機構筑後川局 施設管理課長 副島義美 (内線331)

1. 調査実施状況

九州の一級水系18水系、管理中の8ダムにおいて生物調査を実施

河川水辺の国勢調査では、全国の一級水系および主な二級水系の河川及び国土交通省、(独)水資源機構管理のダムを対象に、「魚類」、「底生動物」、「動植物プランクトン(ダムのみ)」、「植物」、「鳥類」、「両生類・爬虫類・哺乳類」、「陸上昆虫類等」、「環境基図作成」について実施しており、平成18年度より1つの河川(ダム)において、「魚類」、「底生動物」、「動植物プランクトン(ダムのみ)」、「環境基図作成」は5年に1回、「植物」、「鳥類」、「両生類・爬虫類・哺乳類」、「陸上昆虫類等」は10年に1回以上の頻度で実施し、10年間で全ての調査を一巡させる計画となっています(平成17年度以前は全て5年に1回)。

今回、平成19年度に実施した九州管内の一級水系18水系、管理中の8ダムにおける調査結果を取りまとめました(複数の調査を同時に実施した河川は1水系、あるいは1ダムとしています)。

表-1 調査水系およびダム

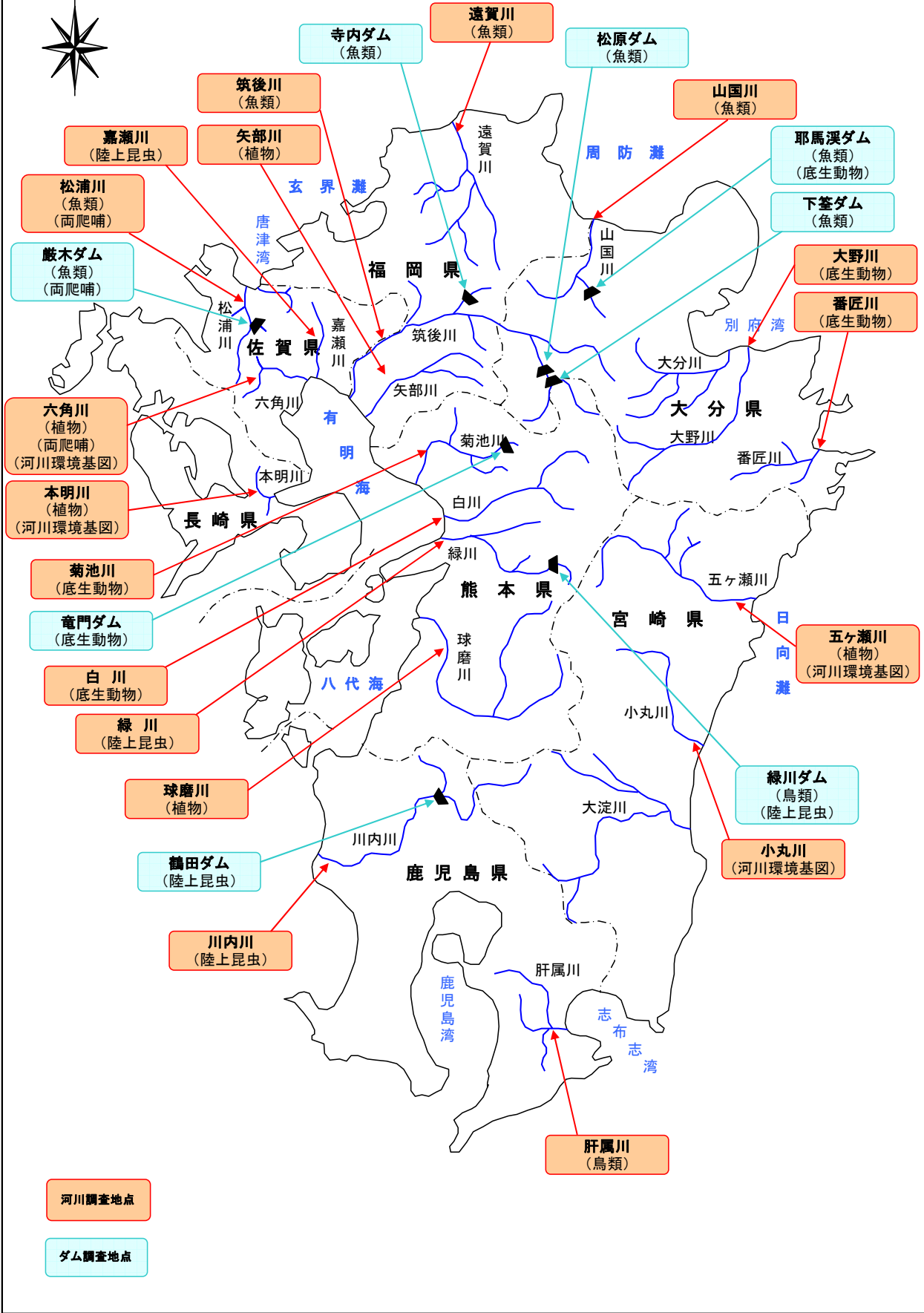
調査項目	河川	ダム
魚類調査	おんががわ やまくにがわ ちくごがわ まつうらがわ 遠賀川、山国川、筑後川、松浦川 計4水系	やほけい きゅうらぎ まつばら 耶馬溪ダム、巖木ダム、松原ダム、 しもつけ てらうち 下釜ダム、寺内ダム※1) 計5ダム
底生動物調査	きくちがわ しらかわ おおのがわ ほんじょうがわ 菊池川、白川、大野川、番匠川 計4水系	やほけい りゅうもん 耶馬溪ダム、竜門ダム 計2ダム
植物(植物相)調査	やへがわ ろっかくがわ ほんみょうがわ くまがわ 矢部川、六角川、本明川、球磨川、 こかせがわ 五ヶ瀬川 計5水系	なし
鳥類調査	きもつきがわ 肝属川 計1水系	みどりかわ 緑川ダム 計1ダム
両生類・爬虫類 ・哺乳類調査	まつうらがわ ろっかくがわ 松浦川、六角川 計2水系	きゅうらぎ 巖木ダム 計1ダム
陸上昆虫類等調査	かせがわ みどりかわ せんたいがわ 嘉瀬川、緑川、川内川 計3水系	みどりかわ つるた 緑川ダム、鶴田ダム 計2ダム
動植物プランクトン調査	—	なし
河川(ダム湖)環境 基図作成調査※2)	ろっかくがわ ほんみょうがわ おまるがわ こかせがわ 六角川、本明川、小丸川、五ヶ瀬川 計4水系	なし

※1) 寺内ダムは、ダム管理者である(独)水資源機構が調査を実施。

※2) 河川環境基図作成調査は、植生図に水域(瀬、淵、構造物等)の情報を加えた図を作成します。

植物相調査は実施せず、群落組成調査、植生断面調査などに出現した植物をとりまとめます。

平成19年度 河川水辺の国勢調査 調査位置図



2. 生物の全体確認種数の状況

九州の河川、ダムで計4, 438種の生物を確認。

平成19年度の調査において、確認された確認種数を調査項目毎に整理すると表-2のとおりです。

表-2 平成19年度調査における確認種数

調査項目	調査数		確認種数
	水系	ダム	
魚類 ^{※1)} (淡水魚・汽水魚)	4	5	134 (84)
底生動物	4	2	482
植物 ^{※2)}	6	0	1,093
鳥類	1	1	99
両生類			13
爬虫類	2	1	13
哺乳類			15
陸上昆虫類等	3	2	2,589
植物プランクトン	—	0	0
動物プランクトン	—		0
確認種数			4,438

※1) 魚類調査について

- ・確認種数の()については、「日本産野生生物目録-本邦産野生動植物の種の現状(環境庁編, 1993・1995)」に掲載されている淡水魚・汽水魚の中で確認された種数を示しています。なお、水辺の国勢調査では、海水魚も含んでいます。

※2) 植物調査について

- ・植物相調査及び河川(ダム湖)環境基図作成調査で確認された種数の合計を示しています(以下表3~表5も同様)。

3. 絶滅危惧種の確認状況

環境省「レッドリスト」における絶滅危惧ⅠA、ⅠB、Ⅱ類指定種を72種確認。

平成19年度調査において、確認された種のうち、環境省編「レッドリスト」において、絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類、Ⅱ類に指定されている種の確認状況を調査項目毎に整理すると表-3のとおりです。これら絶滅危惧種の生息・生育状況の把握をするためにも、今後も河川水辺の国勢調査によるモニタリングを続けていくことが必要です。

表-3 絶滅危惧ⅠA、ⅠB、Ⅱ類指定種の確認種数

調査項目	環境省編「レッドリスト」※1)			合計
	絶滅危惧ⅠA類※2)	絶滅危惧ⅠB類※3)	絶滅危惧Ⅱ類※4)	
魚類	5	6	11	22
底生動物	5		12	17
植物	1	2	17	20
鳥類	0	3	5	8
両・爬・哺	0	0	1	1
陸上昆虫類等	1		3	4
合計	23		49	72

絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類、Ⅱ類の掲載種数の合計は2,692種

※1) 環境省編「レッドリスト」とは、以下の報道発表資料です。

- ・環境省報道発表資料 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成19年8月）
- ・環境省報道発表資料 鳥類、昆虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて（環境省 平成18年12月）

※2) 絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種

※3) 絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種

〔注：底生動物、陸上昆虫類等ではⅠA類とⅠB類を併せて「絶滅危惧Ⅰ類（絶滅の危機に瀕している種）」としている。〕

※4) 絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種。

4. 外来生物の確認状況

国外外来種を282種確認。うち特定外来生物を7種確認。

①国外外来種

外来種とは、ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生育又は生息することとなる種を指します。

ただし、ここでは海外から入ってきた種に焦点を絞り、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを「国外外来種」として扱っています。

今回の調査では、282種の国外外来種が確認されており、今後も生育・生息状況のモニタリングを続けていく必要があります。

表－4 国外外来生物の確認種数

調査項目	国外外来種 確認種数	確認の状況 [※]	
		河川	ダム
魚類	8	○	○
底生動物	10	○	○
植物	235	○	—
鳥類	2	○	○
両生類	1	○	×
爬虫類	1	○	×
哺乳類	2	○	×
陸上昆虫類等	23	○	○
合計	282		

※) ○：確認 ×：未確認 —未調査

②特定外来生物

特定外来生物とは、海外起源の外来生物（国外外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

平成17年6月に「特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律」が施行され、環境省は平成18年2月1日よりこれまでに83種類の生物を特定外来生物として指定しています。

このうち、今回調査では7種類の特定外来生物が確認されました。

なお、特定外来生物のうち、陸生植物5種（オオキンケイギク、オオハンゴウソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ）については、平成18年2月1日より、国土交通大臣が外来生物法第11条に基づく防除を実施することとなっています。今回調査では2種が確認されており、河川水辺の国勢調査において引き続き5種の分布を確認していくとともに、今回確認された箇所については、今後検討し必要に応じて防除を行います。

表－5 今回確認した特定外来生物

調査項目	和名	河川	ダム
魚類	カダヤシ	○	×
	ブルーギル	○	○
	オオクチバス（ブラックバス）	○	○
植物	アレチウリ	○	—
	オオフサモ	○	—
	オオキンケイギク	○	—
両生類	ウシガエル	○	×

凡例) ○：確認 ×：未確認 —未調査

平成19年度
河川水辺の国勢調査の概要（河川版）

1. 調査実施状況

九州の一級水系18水系において生物調査を実施

九州地方整備局及び九州各県では、河川環境に関する基礎情報を収集するために、一級水系及び二級水系の河川を対象とし「河川水辺の国勢調査」を平成2年度（二級水系については平成5年度）より実施しています。

このうち、河川における調査は、「魚類」、「底生動物」、「植物」、「鳥類」、「両生類・爬虫類・哺乳類」、「陸上昆虫類等」、「環境基図作成」について実施しており、平成18年度より1つの河川において、「魚類」、「底生動物」、「環境基図作成」は5年に1回、その他の項目は10年に1回以上の頻度で実施し、10年間で全ての調査を一巡させる計画となっています（平成17年度以前は全て5年に1回）。

今回、平成19年度に実施した九州管内の一級水系18水系における調査結果をとりまとめました（複数の調査を同時に行っている水系は1水系としています）。

表-1 調査水系

調査項目	調査水系	
魚類調査	4水系	おんががわ やまくにがわ ちくごがわ まつうらがわ 遠賀川、山国川、筑後川、松浦川
底生動物調査	4水系	きくちがわ しらかわ おおのがわ ほんじょうがわ 菊池川、白川、大野川、番匠川
植物（植物相）調査	5水系	やべがわ ろっかくがわ ほんみょうがわ くまがわ こか せがわ 矢部川、六角川、本明川、球磨川、五ヶ瀬川
鳥類調査	1水系	きもつきがわ 肝属川
両生類・爬虫類・哺乳類調査	2水系	まつうらがわ ろっかくがわ 松浦川、六角川
陸上昆虫類等調査	3水系	か せがわ みどりかわ せんだいがわ 嘉瀬川、緑川、川内川
河川環境基図作成調査 ^{※)}	4水系	ろっかくがわ ほんみょうがわ おまるがわ こか せがわ 六角川、本明川、小丸川、五ヶ瀬川

※)河川環境基図作成調査は、植生図に水域（瀬、淵、構造物等）の情報を加えた図を作成します。植物相調査は実施せず、群落組成調査、植生断面調査などに出現した植物をとりまとめます

2. 生物の確認種数の状況

3. 667種の生物を確認

各水系で確認された確認種数を調査項目毎に整理すると表－2のとおりです。

表－2 平成19年度調査における確認種数

調査項目	調査水系	確認種数
魚類(淡水魚・汽水魚) ^{※1)}	4水系	129(79)
底生動物	4水系	416
植物 ^{※2)}	6水系	1,093
鳥類	1水系	87
両生類・爬虫類・哺乳類	2水系	9・10・14
陸上昆虫類等	3水系	1909
合計	18水系 ^{※3)}	3,667

※1) 魚類調査について

- ・確認種数の()については、「日本産野生生物目録-本邦産野生動植物の種の現状(環境庁編, 1993・1995)」に掲載されている淡水魚・汽水魚の中で確認された種数を示しています。なお、水辺の国勢調査では、海水魚も含んでいます。

※2) 植物調査について

- ・植物相調査及び河川環境基図作成調査で確認された種数の合計を示しています(以下、表－3～表－5も同様)。

※3) 調査水系の合計

- ・複数の項目について調査を実施した水系があるため、項目ごとの水系数の和と合計は一致しません。

※) 調査時期について

- ・魚類調査：春から秋にかけて2回以上実施しました。
- ・底生動物調査：冬から早春と初夏から夏の2回以上実施しました。
- ・植物調査：春から初夏と秋を含む2回以上実施しました。
- ・鳥類調査：繁殖期と越冬記を含む2回以上実施しました。
- ・両生類・爬虫類・哺乳類：早春から初夏に2回、秋に1回を含む計3回以上実施しました。
- ・陸上昆虫類等調査：春から秋にかけて3回以上実施しました。

3. 絶滅危惧種の確認状況

環境省「レッドリスト」における絶滅危惧ⅠA、ⅠB、Ⅱ類指定種を70種確認。

各水系で確認された種のうち、環境省編「レッドリスト」において、絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類、Ⅱ類に指定されている種の確認状況を調査項目毎に整理すると表-3のとおりです。これら絶滅危惧種の生息・生育状況の把握をするためにも、今後も河川水辺の国勢調査によるモニタリングを続けていくことが必要です。

表-3 絶滅危惧ⅠA、ⅠB、Ⅱ類指定種の確認種数

調査項目	環境省編「レッドリスト」※1)			合計
	絶滅危惧ⅠA類※2)	絶滅危惧ⅠB類※3)	絶滅危惧Ⅱ類※4)	
魚類	5	6	11	22
底生動物	5		12	17
植物	1	2	17	20
鳥類	0	2	5	7
両・爬・哺	0	0	1	1
陸上昆虫類等	1		2	3
合計	22		48	70

絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類、Ⅱ類の掲載種数の合計は2,692種

※1) 環境省編「レッドリスト」とは、以下の報道発表資料です。

- ・環境省報道発表資料 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成19年8月）
- ・環境省報道発表資料 鳥類、昆虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて（環境省 平成18年12月）

※2) 絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種

※3) 絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種

〔注：底生動物、陸上昆虫類等ではⅠA類とⅠB類を併せて「絶滅危惧Ⅰ類（絶滅の危機に瀕している種）」としている。〕

※4) 絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種。

4. 各水系における今回調査で初めて確認された絶滅危惧種等（以下：重要種）

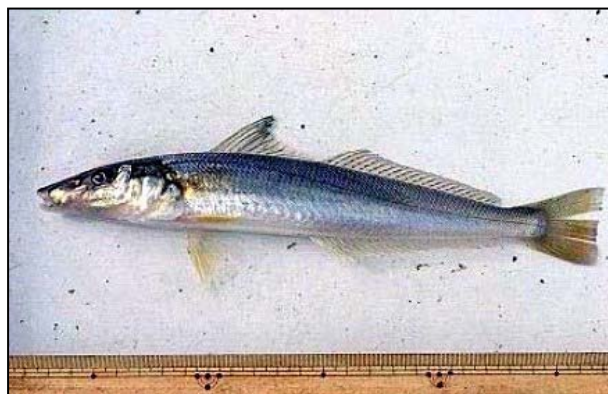
一級水系において、今回調査で初めて確認された重要種は、ニッポンバラタナゴ（魚類）、コガタノゲンゴロウ（底生動物）、アカササゲ（植物）など31種

表-4 今回調査で初めて確認された重要種

調査項目等	種名	環境省編「レッドリスト」分類	備考
魚類 調査水系：4水系 確認種数：5種	ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧ⅠA類	2水系で初めて確認
	アオギス	絶滅危惧ⅠA類	1水系で初めて確認
	メダカ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
	エドハゼ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
	マサゴハゼ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
底生動物 調査水系：4水系 確認種数：14種	クロヘナタリガイ	絶滅危惧Ⅰ類	2水系で初めて確認
	シマヘナタリガイ	絶滅危惧Ⅰ類	1水系で初めて確認
	センベシアワモチ	絶滅危惧Ⅰ類	1水系で初めて確認
	コガタノゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅰ類	1水系で初めて確認
	ヒロクチカノコガイ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
	タケノコカワニナ	絶滅危惧Ⅱ類	2水系で初めて確認
	カワアイガイ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
	アズキカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅱ類	2水系で初めて確認
	ナラビオオカミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	2水系で初めて確認
	オカミミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
	クルマヒラマキガイ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
	シオマネキ	絶滅危惧Ⅱ類	2水系で初めて確認
	ハクセンシオマネキ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
	ヨコミゾドロムシ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
植物 調査水系：6水系 確認種数：9種	アカササゲ	絶滅危惧ⅠA類	1水系で初めて確認
	クマノダケ	絶滅危惧ⅠB類	1水系で初めて確認
	アオヒメタデ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
	コギシギシ	絶滅危惧Ⅱ類	2水系で初めて確認
	シマバライチゴ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
	スズメハコベ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
	ノタヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
	ハタバカンガレイ	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
	フウラン	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認
鳥類 調査水系：1水系 確認種数：3種	チュウヒ	絶滅危惧ⅠB類	1水系で初めて確認
	コシヤクシギ	絶滅危惧ⅠB類	1水系で初めて確認
	ナベツル	絶滅危惧Ⅱ類	1水系で初めて確認



ニッポンバラタナゴ
(環境省R L絶滅危惧 I A類)



アオギス
(環境省R L絶滅危惧 I A類)



センベシアワモチ
(環境省R L絶滅危惧 I 類)



コガタノゲンゴロウ
(環境省R L絶滅危惧 I 類)



アカササゲ
(環境省R L絶滅危惧 I A類)



チュウヒ
(環境省R L絶滅危惧 I B類)

5. 外来生物の確認状況

**平成19年度調査において、国外外来種を277種確認
うち特定外来生物を7種確認**

各水系で確認された確認種のうち、国外外来種^{※1)}及び特定外来生物^{※2)}に該当する種数を調査項目毎に整理すると表-5のとおりです。

表-5 外来種の確認状況

調査項目	国外外来種 確認種数	特定外来生物	
		確認種数	確認種
魚類	7	3	カダヤシ ブルーギル オオクチバス (ブラックバス)
底生動物	10	0	—
植物	235	3	アレチウリ オオフサモ オオキンケイギク
鳥類	2	0	—
両・爬・哺	4	1	ウシガエル (両生類)
陸上昆虫類等	19	0	—
合計	277	7	

※1) : 国外外来種について

外来種とは、ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる種を指します。

ただし、ここでは海外から入ってきた種に焦点を絞り、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを「国外外来種」として扱っています。

今回の調査では、277種の国外外来種が確認されており、今後も生育・生息状況のモニタリングを続けていくことが必要です。

※2) : 特定外来生物について

特定外来生物とは、海外起源の外来生物 (国外外来種) であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

平成17年6月に「特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律」が施行され、環境省は平成18年2月1日よりこれまでに83種類の生物を特定外来生物として指定しています。

このうち、今回調査では7種類の特定外来生物が確認されました。

なお、特定外来生物のうち、陸生植物5種 (オオキンケイギク、オオハンゴウソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ) については、平成18年2月1日より、国土交通大臣が外来生物法第11条に基づく防除を実施することとなっています。今回調査では2種が確認されており、河川水辺の国勢調査において引き続き5種の分布を確認していくとともに、今回確認された箇所については、今後検討し必要に応じて防除を行います。

6. 各水系における今回調査で初めて確認された特定外来生物

オオフサモが五ヶ瀬川で、今回初めて確認。

■植物（調査水系：6水系）

今回調査で確認された特定外来種は、アレチウリ、オオフサモ、オオキンケイギクの3種です。今回調査で、オオフサモが五ヶ瀬川水系で新たに確認されました。

今回調査では、アレチウリ（1水系）とオオキンケイギク（6水系）も確認されています。なお、特定外来生物のうち、陸生植物5種（オオキンケイギク、オオハンゴウソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ）については、平成18年2月1日より、国土交通大臣が外来生物法第11条に基づく防除を実施することとなっています。今回調査では2種が確認されており、河川水辺の国勢調査において引き続き5種の分布を確認していくとともに、今回確認された箇所については、今後検討し必要に応じて防除を行います。



平成19年度

河川水辺の国勢調査の概要（ダム湖版）

1. 調査の概要

河川水辺の国勢調査（ダム湖版）は、ダム湖やダム湖周辺の自然環境について、定期的、継続的、統一的に基礎情報の収集・整理を行い、良好な生態系を保全するための基礎資料とすることを目的に行うものです。九州地方整備局では平成3年度より実施しています。

本調査は直轄で管理する7ダムと水資源機構で管理する1ダムの計8ダムを対象とし、生物調査として「魚類」、「底生動物」、「植物」、「鳥類」、「両生類・爬虫類・哺乳類」、「陸上昆虫類等」、「動植物プランクトン」及び「ダム湖環境基図作成調査」の8項目について調査を実施しております。

なお、この調査では1つのダムにおいて、各調査項目を順次5年から項目によっては10年のサイクルで実施しています。（平成13年に竣工した竜門ダムでは平成14年から調査を開始しています。）

本報告では、平成19年度の調査結果がまとまった8ダムについてまとめています。



河川水辺の国勢調査（ダム湖版） 調査ダム位置図

2. 確認種数

1) 各ダムで確認された確認種数を各ダム毎に整理すると表－1のとおりです。

表－1 平成19年度調査における確認種数

調査名	ダム名	確認種数
魚類	松原ダム	23
	下笠ダム	24
	耶馬溪ダム	24
	巖木ダム	11
	寺内ダム	30
底生動物	耶馬溪ダム	183
	竜門ダム	148
鳥類	緑川ダム	45
両生類・爬虫類・哺乳類	巖木ダム	31
陸上昆虫類	鶴田ダム	943
	緑川ダム	1,002

- 2) 各ダムで確認された確認種類のうち、環境省編「レッドリスト」※¹⁾において、絶滅危惧ⅠA類※²⁾、ⅠB類※³⁾、Ⅱ類※⁴⁾に指定されている種を、ダム及び調査毎に整理すると表-2のとおりです。
- これらの絶滅危惧種の生息・生育状況の把握をするためにも、今後とも河川水辺の国勢調査によるモニタリングを続けることが必要です。

表-2 絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類、Ⅱ類指定種の確認種数

調査名	ダム名	確認種数
魚類	松原ダム	0
	下笠ダム	1 (アカザ)
	耶馬溪ダム	3 (ヤマトシマトビジョウ、アカザ、オヤニラミ)
	巖木ダム	0
	寺内ダム	3 (スジシマトビジョウ小型種点小型、メダカ、オヤニラミ)
底生動物	耶馬溪ダム	0
	竜門ダム	0
鳥類	緑川ダム	2 (サシバ、フツボウウ)
両生類・爬虫類・哺乳類	巖木ダム	0
※ 陸上昆虫類	鶴田ダム	3 (ツマクモロキョウ、ウラナミジヤノメ本土亜種、コガタゲンゴロウ)
	緑川ダム	2 (ヒコキムラクモ、ツマクモロキョウ)

※1) 環境省編「レッドリスト」

2006：鳥類、両生類、爬虫類、その他無脊椎動物

2007：汽水・淡水魚類、貝類、維管束植物、哺乳類、昆虫類

※2) 絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種

※3) 絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種

〔注：底生動物、陸上昆虫類等ではⅠA類とⅠB類を併せて「絶滅危惧Ⅰ類（絶滅の危機に瀕している種）」としている。〕

※4) 絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種。

3. 各ダムにおける外来種の確認状況

1) 各ダムで確認された確認種のうち、国外外来種^{※1)}及び、特定外来生物^{※2)}に該当する種数を各ダム毎に整理すると表-3のとおりです。

表-3 外来種の確認状況

調査名	ダム名	国外外来種確認種数	国外外来種のうち特定外来生物指定種	国外外来種のうち要注意外来生物
魚類	松原ダム	2	2 (ブルーギル、オクチバス)	0
	下笠ダム	2	1 (オクチバス)	1 (ニジマス)
	耶馬溪ダム	2	2 (ブルーギル、オクチバス)	0
	巖木ダム	0	0	0
	寺内ダム	3	2 (ブルーギル、オクチバス)	1 (カムルチー)
底生動物	耶馬溪ダム	2	0	0
	竜門ダム	1	0	1 (アメリカザリガニ)
鳥類	緑川ダム	2	0	0
両生類・爬虫類・哺乳類	巖木ダム	0	0	0
陸上昆虫類	鶴田ダム	7	0	0
	緑川ダム	8	0	0

注1) 外来種について

外来種とは、本来その生物が生息していない地域に貿易や、人の移動等を介し

て意図的。非意図的に持ち込まれた動植物をいいます。海外から日本に持ち込まれたものだけでなく、国内の種であっても島のような独自の生態系を持つ場所に、他の場所から持ち込まれたものは外来種（国内外来種）となります。

なお、本資料における国外外来種とは、おおよそ明治以降に人為的影響により侵入したと考えられる国外由来の動植物全てを指しております。

注2) 特定外来生物について

特定外来生物とは、「特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律（2005年6月1日施行）」により、輸入や飼養等が規制される生物（生きているものに限られ、個体だけでなく、卵、種子、器官等も含まれる）です。おおむね明治以降に国外から導入された国外外来種のうち、生態系、人の生命・身体及び農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生物が指定されています。

注3) 要注意外来生物について

要注意外来生物とは、「外来生物法の規制が課されるものではないが、生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取り扱いについて理解と協力について、啓発を行う」必要がある生物として環境省が選定した外来生物です。